平成２９年（フ）第１０３６号
神奈川県藤沢市藤が岡２丁目１番Ｅ１－1304号
債務者　守谷　常雄
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０３７号
神奈川県藤沢市藤が岡２丁目１番Ｅ１－1304号
債務者　守谷　夏子
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月30日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０５０号
横浜市保土ケ谷区峰岡町２丁目209番地11
レオパレス星川第３　201号
債務者　諏訪　瑞苗
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月30日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第２６５号
茨城県稲敷郡阿見町中郷２丁目16番地１
フォンテーヌ・カーサ102
破産者　藤澤　高志
1　決定年月日　平成29年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第２７４号
茨城県かすみがうら市稲吉南３丁目13番５号ハウスパルＢ－202
破産者　佐藤　優子
1　決定年月日　平成29年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１７号
茨城県土浦市並木５丁目4109番地16
破産者　池川　梨沙（開始決定時の姓長勢）
1　決定年月日　平成29年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第７１号
さいたま市桜区中島１丁目11番８号
破産者　倉持　　力
1　決定年月日　平成29年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２１０号
埼玉県新座市東北２丁目22番２号　赤塚マンション207号室
破産者　柳　　守幸
1　決定年月日　平成29年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３２６号
さいたま市大宮区天沼町１丁目180番地１609号
破産者　小林　嘉昭
1　決定年月日　平成29年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３２７号
さいたま市大宮区天沼町１丁目180番地１609号
破産者　小林　浩美
1　決定年月日　平成29年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５号
新潟市西区鳥原3824番地２
破産者　炙こと　斎田　　隆
1　決定年月日　平成29年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４８０号
北海道千歳市末広４丁目４番８号　すずらんハウスＡ201号、開始決定時の住所北海道恵庭市福住町１丁目18番13
破産者　南　　清一
1　決定年月日　平成29年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３９号
札幌市白石区北郷４条６丁目２番10号　シティハウス103号
破産者　本間　範男
1　決定年月日　平成29年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４０号
札幌市白石区北郷４条６丁目２番10号　シティハウス103号
破産者　本間美代子
1　決定年月日　平成29年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３６号
仙台市若林区河原町１丁目６番21号　コーポ小原202
破産者　松浦富士雄
1　決定年月日　平成29年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１６号
茨城県水戸市宮町３丁目４番20号、開始決定時の住所茨城県水戸市中央１丁目６番13－201号　セントレージ水戸
破産者　冨岡由布子
1　決定年月日　平成29年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所